

真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務プロポーザル審査委員会の設置

(設置)

1. 真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

2. 審査委員会は真庭市子育て世代へのプロモーション推進業務プロポーザルに関する次に掲げる事項について審議し、経過及び審査結果を市長に報告する。

- (1) プロポーザル実施に係る要領の審議
- (2) 最優秀提案者を決定するための選定基準に関する審議
- (3) 企画又は技術に関する提案書の審査
- (4) 最優秀提案者の決定に関する審査
- (5) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

3. 審査委員会は、健康福祉部長、健康推進課長、子育て支援課長、こどもはぐくみ担当課長、総合政策課長、秘書広報課長をもって組織する。

(会長)

4. 審査委員会に会長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

- (1) 会長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

5. 審査委員会の会議は、会長が招集する。

- (1) 審査委員会の議長は、会長がこれに当たる。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(意見等の聴取)

6. 会長は、必要があると認めるときは、審査委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

7. 審査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の公表等)

8. 審査委員会は非公開とし、審査委員会における審議結果は、委託事業者を選定した後に公表する。

(庶務)

9. 審査委員会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(設置期間)

10. 審査委員会の設置期間は令和6年4月8日から業務完了までとする。

(その他)

11. その他審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。